

中空知地域公共交通計画（素案）に対する住民意見提出手続の意見募集要領

令和5年（2023年）5月17日

1 目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項の規定に基づき、中空知地域公共交通活性化協議会（事務局：北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課）が作成した「中空知地域公共交通計画（素案）」（以下、「計画素案」という。）に対する住民意見提出手続に関する必要な事項を定め、9市町に在住・在勤する方の多様な意見を反映することを目的とする。

2 計画素案の名称

中空知地域公共交通計画（素案）

3 参考資料の名称

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

4 計画素案及び参考資料の入手方法

(1) 北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課のホームページへの掲載

(<https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/nakasorapubcome.html>)

※芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町及び雨竜町のホームページからのリンクも設定

(2) 以下の場所での閲覧

ア 北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課

(岩見沢市8条西5丁目空知総合振興局内)

イ 芦別市総務部企画政策課、赤平市企画課、滝川市総務部企画課、砂川市市民部市民生活課、歌志内市企画財政課、奈井江町総務課、上砂川町企画課、浦臼町総務課及び雨竜町総務課

5 意見等を提出できる方

- ・芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町及び雨竜町に在住する方
- ・上記以外で、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町及び雨竜町に在勤する方

6 意見等の募集期間

令和5年（2023年）5月17日（水）～令和5年（2023年）6月12日（月）

7 意見等の提出方法及び提出先

意見提出にあたっての様式は、別紙の「中空知地域公共交通計画（素案）に対する意見提出様式」によるものとします。なお、様式に記載の事項（住所、氏名、電話番号又はメールアドレス等の連絡先、ご意見内容）が示されていれば、任意様式も可とします。

(1) 郵便の場合 ※募集期間の最終日の消印有効とします。

〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目

空知総合振興局地域創生部地域政策課内

中空知地域公共交通活性化協議会事務局

(2) ファクシミリの場合 0126-25-8144

(3) 電子メールの場合 sorachi.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp

8 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和5年6月以降に意見募集結果を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「4 計画素案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

9 その他

(1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。

(2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。

なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。

(3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。

(4) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、祝日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。

なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

(5) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

【問い合わせ先】

北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課

電話0126-20-0030